指定確認検査機関で確認済証を発行した場合、指定 確認検査機関が忘れずに記載する。

*	都	区役所・建築指導事務所 支所・指定確認検査機関	※確認済証	• 番号	台帳
受	受付欄については、事務処 形式が異なる場合がござい ムページ等でご確認の上、	ます。特定行政庁のホー	平成 年	月 日	番号
付,欄			(確認)	П.	
作用			第 (計画通知)	号	号

第三号様式 (第一条の三、第六条の三、第十一条の四関係) (A4)

建築主等の概要	建	築計画	既要書	(第一面)	
(1. 建築主) 【1. 建築主】 【1. 氏名のフリカ・ナ】 【n. 氏名】 【n. 氏名】 【n. 垂便番号】 【c. 住所】					
【2. 代理者】 【4. 資格】	()	建築士	()登録第	号
【p. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
【二. 郵便番号】 【本. 所在地】 【^. 電話番号】		建築士事務所名(【3.設計者】、【			
【3. 設計者】					
(代表となる設計者) 【イ. 資格】 【n. 氏々】	()	建築士	()登録第	号
【p. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【^. 電話番号】 【ト. 作成又は確認した	設計図書】				
(その他の設計者) 【4. 資格】	()	建築士	()登録第	号
【p. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
【二. 郵便番号】 【本. 所在地】					

- 【^. 電話番号】
- 【ト.作成又は確認した設計図書】

【1. 資格】 【1. 氏名】	()建築士	()登録第	号
【ハ.建築士事務所名】] ()建築士事務	务所()知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成又は確認し)	た設計図	[1]			
【イ. 資格】	()建築士	()登録第	号
【p. 氏名】 【n. 建築士事務所名)] ()建築士事務	务所()知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成又は確認し)	た設計図	[1]			
(構造設計一級建築士	こ又は設付	備設計一級建築	士である旨	旨の表示をした者)	
上記の設計者のうち				,,,	
□建築士法第20条の	2第1項	頁の表示をした者	全		
【イ.氏名】					
【口.資格】構造設	計一級建	建築士交付第	号		
□建築士法第20条の			首		
【イ. 氏名】					
【ロ.資格】構造設	計一級建	建築士交付第	号		
□建築士法第20条の	3第1項	質の表示をした者	首		
【イ. 氏名】					
【口. 資格】設備設	計一級建	基築士交付第	号		
【イ. 氏名】					
【口. 資格】設備設	計一級建	學生交付第	号		
【イ. 氏名】					
【口. 資格】設備設	計一級建	建築士交付第	号		
□建築士法第20条の	3第3項	質の表示をした者			
【イ. 氏名】		. – – ,			
【口.資格】設備設	計一級建	學士交付第	号		
【イ. 氏名】					
【口. 資格】設備設	計一級建	建築士交付第	号		
【イ. 氏名】					
「ロー 資格】設備設	計—級建	第十 次付第	早		

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【4. 氏名】
- 【中.勤務先】
- 【ハ.郵便番号】
- 【二. 所在地】
- 【ホ.電話番号】

建築設備士の登録番号を記載する。

- 【^. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【4. 氏名】
- 【中.勤務先】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ.電話番号】
- 【^. 登録番号】
- 【1. 意見を聴いた設計図書】
- 【4. 氏名】
- 【中.勤務先】
- 【ハ.郵便番号】
- 【二. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【^. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】
- 【4. 氏名】
- 【中.勤務先】
- 【ハ.郵便番号】
- 【二. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【^. 登録番号】
- 【1. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】						
(代表となる工事監 【4. 資格】 【n. 氏名】	理者) ()建築	建士	()登録第	号
【ハ.建築士事務所	名】()建築	英士事務所	()知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【^. 電話番号】 【ト. 工事と照合す	る設計図書】				未定のときは未定と 速やかに届出を行う。 期限を厳守する)	
(その他の工事監理 【4. 資格】 【n. 氏名】 【n. 建築士事務所	() 建築		()登録第) 知事登録第	号号
(^. 建築工事務所 【ニ. 郵便番号】 【*. 所在地】 【^. 電話番号】 【 h. 工事と照合す		<i>)</i> 建分	至士事務所	(<i>,</i> 双争 立 琢 另	<i>'</i> 5
【4. 資格】 【n. 氏名】 【n. 建築士事務所	(名 】 ()建 ^第)建 ^第	整士 整士事務所	()登録第)知事登録第	号
【ニ 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【^. 電話番号】 【ト. 工事と照合す	る設計図書】					
【4. 資格】	()建築	 全士	()登録第	号
【n. 氏名】 【n. 建築士事務所	名】()建築	桑士事務所	()知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【^. 電話番号】 【ト. 工事と照合す	る設計図書】					
【6. 工事施工者】 【1. 氏名】 【1. 営業所名】 趸	建設業の許可の	,)第	÷	号	
【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】					未定のときは未定と 速やかに届出を行う 期限を厳守する)	
【7. 備考】						

	・最低敷地面積 (○○㎡) ・22条指定区域 ・○m△種高度地区
建築計画概要書(第二面)	・絶対高さ10m(12m)
建築物及びその敷地に関する事項	・敷地における都条例の日影規制 (○h-○h/○m)
	・安全条例第7条の3の区域
1. 地名地雷 かかっている部分までは記載する。	・地区計画(名称) ・特別用途地区
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	・特別用述地区・第○種文教地区
□都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域	第○種中高層階住居専用地区
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市	・第○種特別工業地区 ・高層住居誘導地区
【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 □	·特例容積適用地区
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】	・ 高度利用地区 ・ 特定街区
	•都市再生特別地区
【6. 道路】 【イ. 幅員】	• 特定防災街区整備地区
【ロ.敷地と接している部分の長さ】	・ 景観地区 ・ 臨港地区
【7. 敷地面積】 「路地状敷地の場合、有効接道長さ(路地状部分の最少幅員)	• 駐車場整備地区
【イ. 敷地面 をカッコ書きで(有効〇〇m)と記載する。	・建築協定区域 ・緑化地域
(2) () () ()	• 流通業務地区
【口.用途地域等】 ()()()(• 航空機騒音障害防止地区
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	・駐輪場条例区域 ・特定都市河川流域
()()()()()()()()()()()()()(• 生產緑地地区
【ニ. 建築基準法第53条第 <u>1項の へ建築物の建ペい窓</u> (1項、2項のうち、小さい方の数値を記入する。))	・(特別) 緑地保全地区
【ホ. 敷地面積の合計】 (1)	・土砂災害(特別) 警戒区域 ・液状化の可能性の高いエリア
容積率と建ぺい率について緩和や制限等がある場合はその旨を記載する。	等について特定行政庁の指示に行
(例) 角地緩和、建築協定、特例容積適用地区、誘導容積、総合設計、各地区計画等	って記載する。
「ト. 象」 「大人性性」 「大人性性性」 「大人性性性」 「大人性性性」 「大人性性性」 「大人性性性」 「大人性性性性」 「大人性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性	
【チ. 備考】 ・区分番号のみではなく用途名称も記載す ・複数の用途がある場合には過半ではなく	
【8. 主要用途】 (区分 ・用途が共同住宅、長屋の場合は(戸数)	
【9. 工事種別】	
□新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □	大規模の模様替
【10. 建築面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合語	+)
【イ. 建築面積】 ()()()
【ロ.建ペい率】 	
【11. 延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合語	+)
【イ. 建築物全体】 ()()()
【ロ. 地階の住宅の部分】 ()()()
【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】	\ \
【二. 自動車車庫等の部分】(されぞれの用途に供する音	
【二. 目期単単庫等の部分】 (する。(容積率算定上の不算	算入部分ではない。)
【へ. 蓄電池の設置部分】 ()()()
【ト. 自家発電設備の設置部分】	,
()()()
【チ. 貯水槽の設置部分】 (共用廊下等の住宅部分の面積を含む)
【リ. 住宅の部分】)
【ヌ. 延べ面積】 共同住宅の共用廊下、車庫、備蓄倉庫等の	
【ル. 容積率】	

112	建築物	の数
1 1 4.	X = 3 = 4/1	U J XX I

【イ.申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】	(申請)	に係る建築物	勿) (他の建築	〔物)	
【イ. 最高の高さ】	() ()	
【口. 階数】	地上() ()	
	地下() ()	
【ハ.構造】		造	一部		造
【二.建築基準法第5	6条第7項の規	定による特	例の適用の	有無】 □ □ 1	有 □無
【ホ. 適用があるとき	は、特例の区	[分]			
□道路高さ制限	不適用 □	隣地高さ制!	艮不適用	□北側高さ制	限不適用
【14. 許可・認定等】 <	(例)建築基	準法第 43 条だ	ただし書き許可	「 ○年○月○日	ひ番号を記載する。 第△号
	都巾計	画	午可 〇年〇月	○日 第△号	
【15. 工事着手予定年月日	平成	年 月、	II.		
【16. 工事完了予定年月日	1】 平成	年 月 [の日口にわるト	う注意してください。
【17. 特定工程工事終了予	· 定年月日】			(特化工性)	一
(第 回) 平成	年月	日 ()
(第 回) 平成		日 ()
(第 回) 平成	年 月	日 ()
【18. その他必要な事項】					
	(擁壁等の工作物 地区計画等の届	についても同 出がある場合	様) ·には、日付と	番号を記載する。	付、番号を記載する。
	計画変更の場合 既存不適格事項			-	する事項を記載する。

・用途変更の場合には、変更の概要を記載する。

2014.3

建築計画概要書 (第三面)

- ・付近見取図、配置図は小さくて読み取りづらい場合等は、別紙を添付し、第三面には (別紙による) と記載する。
- ・付近見取図、配置図は、原則として、方位を合わせるとともに、紙面上部を北にして 作成する。

付近見取図

付近見取図は下記の点に注意して作成をお願いします。

- ・ 方位を明示する。(真北表示)
- ・ 文字や数字等は読める大きさにする。
- ・ 場所が特定できるよう鮮明なものとする。
- ・ 目標となる地物を入れる。
- ・ 敷地形状を実際の形状に合わせて明示する。
- ・ 敷地の位置は塗りつぶすなど、容易に特定できるように明示する。
- ・ 敷地の直近に用途地域境界や都市計画道路等がある場合にはその位置 (ライン) を明示する。(必要に応じ配置図にも明示する。)

配置図

配置図は下記の点に注意して作成をお願いします。

- ・ 方位を明示する。(真北表示)
- ・ 文字や数字等は読める大きさにする。
- ・ 配置図は屋根伏とし、間取り等の表示はしない。
- ・ 原則として、記載事項は以下に記載するほか、施行規則第1条の3の配置図に明示すべき事項とその他道路敷地に関連する事項とする。

べさ事項とその他道路敷地に関連する事項とする。
□ 縮尺、方位□ 敷地境界線(隣地境界線、道路境界線のいずれについても記載)、敷地内における建築物の位置(位置が特定できる空き寸法等を記載)及び申請に係る建築物と
他の建築物との別(増築、改築等の場合はその部分)
□ 擁壁の設置その他安全上適当な措置(高低差のある場合に記載)
□ 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物
の各部分の高さ
□ 敷地の接する道路の位置、幅員(認定幅員、現況幅員)及び種類(法 42 条○項
○号道路)、国都区市道、私道の別、道路中心線の位置及び高さ
□ 下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は
処理経路
□ 法 42 条 2 項道路の場合、基準時の中心線の位置とその根拠となる地物(塀、縁
石、くい等)、幅員及び後退部分の寸法
□ 門塀等がある場合は、種類、新設・既存の別、高さ
□ 東京都建築安全条例第2条に規定する隅切りについて位置と寸法
□ 用途地域等が2以上の区域にまたがる場合、その境界線

建築基準法令による処分等の概要書

【1.建築確認】						
【イ.確認済証交付者】						
【口.確認済証番号】 第 号		【ハ. 交付年月日】	平成	年	月	日
(計画変更の確認)						
(1) 【イ.確認済証交付者】		【、 大小左耳口】	₩.	/ T:		П
【 口. 確認済証番号】 第 号 (2) 【 イ. 確認済証交付者】		【八. 交付年月日】	平成	年	月	日
【口.確認済証番号】 第 号		【ハ.交付年月日】	平成	年	月	日
(3) 【イ.確認済証交付者】			1 /3/2	'	/1	Н
【口.確認済証番号】 第 号		【ハ. 交付年月日】	平成	年	月	日
(構造計算適合性判定)						
【イ.判定結果通知書交付者】						
【口. 判定結果通知書番号】第	号	【ハ. 交付年月日】	平成	年	月	日
【2.中間検査】						
(1) 【イ.特定工程】						
【口. 検査日】 平成 年 月	目					
【ハ.中間検査合格証交付者】						
【二.中間検査合格証番号】 第	号	【ホ. 交付年月日】	平成	年	月	日
(2) 【イ. 特定工程】	н					
【ロ.検査日】 平成 年 月 【ハ.中間検査合格証交付者】	日					
【二、中間恢复古俗証文的有】 【二、中間検査合格証番号】 第	号	【ホ.交付年月日】	亚战	年	月	日
(3) 【イ. 特定工程】	,,		1 /3/2	'	71	Н
【口. 検査日】 平成 年 月	日					
【ハ.中間検査合格証交付者】						
【ニ.中間検査合格証番号】 第	号	【ホ. 交付年月日】	平成	年	月	日
【3. 完了検査】						
【イ. 検査日】 平成 年 月	日					
【口. 検査済証交付者】						
【ハ. 検査済証番号】 第	号	【ホ. 交付年月日】	平成	年	月	日
11 2の41の611八 】						

【4. その他の処分 】

(5. (1) (2)	定期報告等 】 【報告年月日】 【報告年月日】	平成 平成	年年	月月	日日		
(3)	【報告年月日】	平成	年	月	日		
(4)	【報告年月日】	平成	年	月	日		
(5)	【報告年月日】	平成	年	月	日		

【6. 備考 】